



基安労発 0301 第 1 号  
令和 4 年 3 月 1 日

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
労働衛生課長  
(契印省略)

改正事務所衛生基準規則等の周知について（協力依頼）

平素より、労働衛生行政の推進につきましては、格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、多様な労働者の働きやすい環境整備への関心の高まりなどの社会状況の変化等を踏まえ、令和 3 年 12 月 1 日に事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 188 号）が公布され、また、令和 4 年 3 月 1 日に事務所衛生基準規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 29 号）が公布されたところです。

事務所則及び安衛則において規定している労働衛生基準の適切な確保は、労働者の働きやすい環境整備の観点から重要です。

貴団体におかれては、上記改正内容について貴団体傘下会員に共有いただくとともに、別添パンフレットも活用し、職場における労働衛生基準が事業場において適切に確保されるよう、御協力いただきますようお願いいたします。